

# 健康福祉委員会資料

(消防局関係)

所管事務の調査（報告）

- 1 応急手当指導体制の整備について

# 応急手当指導体制の整備について

## 1 応急手当指導体制の整備の目的

- 市民ニーズへの的確な対応が必要な事業として、行財政改革プログラムに位置づけ。
- 3ヵ年の段階的な民間委託の実施。
- 閉庁日・土日・祝日等の開催により、多くの受講機会を提供。

**更なる市民救命士等の養成と救命効果の向上**

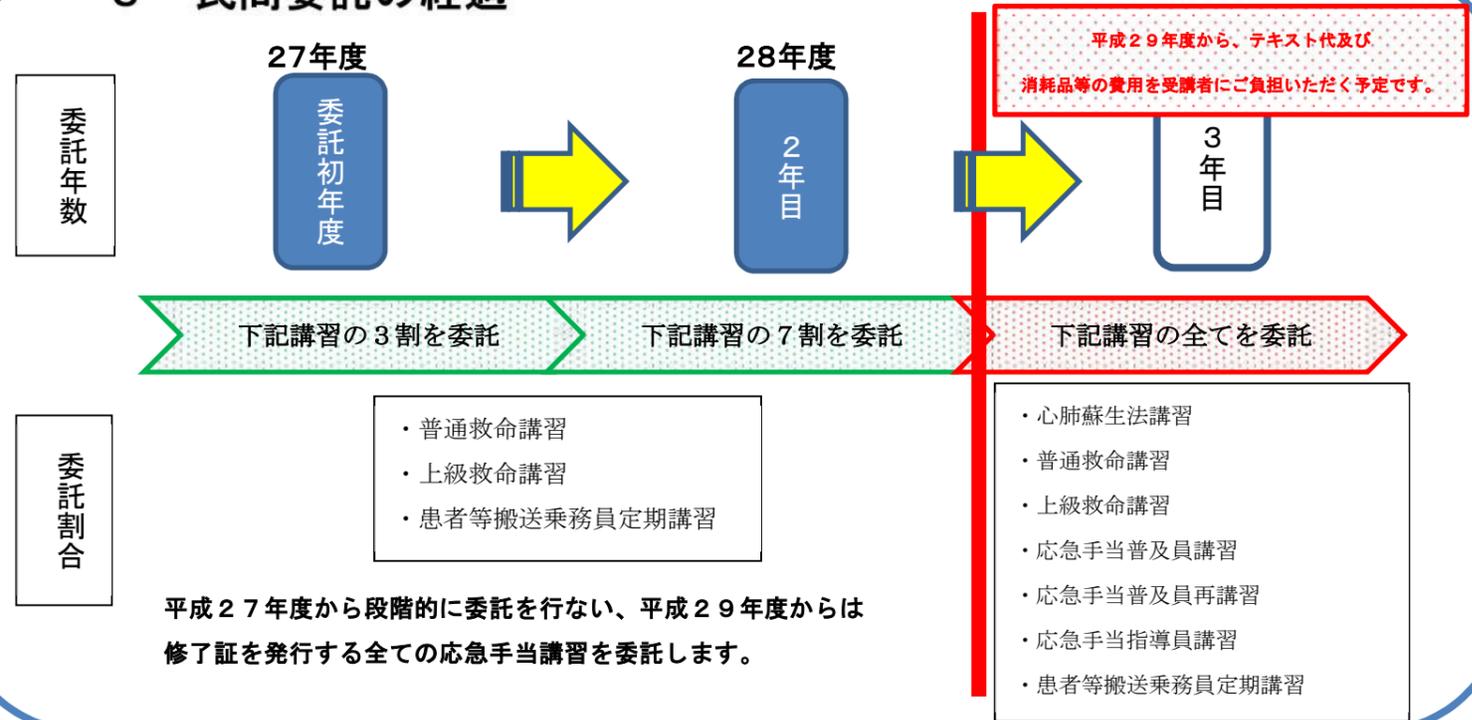
## 2 応急手当講習の種類と時間

- 心肺蘇生法講習 (1.5時間) 応急手当の導入講習で、胸骨圧迫及びAEDの使用方法について習得できる講習。
- 普通救命講習 (3時間) 呼吸や心臓が停止した場合に必要な救命処置や気道異物除去法、大出血時の止血法などについて習得できる講習。
- 上級救命講習 (8時間) 普通救命講習の習得内容の他に、副子固定法、熱傷の手当、搬送法が習得できる講習。
- 応急手当普及員講習 (2.4時間) 高度な応急手当とその指導法等を習得する事ができる講習。修了すると、応急手当を普及できる資格が得られる。
- 応急手当普及員再講習 (3時間) 普及員講習の資格更新のための講習。3年に1回受講が必要。
- 応急手当指導員講習 (1.8時間) 普及員講習よりも高度な応急手当とその指導法等を習得する事ができる講習。受講要件として、普及員取得後3年以上、前年度に20回以上の応急手当普及啓発活動の参加実績があることが必要。
- 患者等搬送乗務員定期講習 (3時間) 患者等搬送事業者の従業員が受講する講習で、2年毎に受講が必要。

市民救命士養成講習

指導員養成講習

## 3 民間委託の経過



## 4 民間委託の効果

～市民ニーズへの的確な対応～

これまでの応急手当講習は、各消防署の救急係長及び救急隊員が実施していたため、原則平日の午前中のみで開催でしたが、修了証を発行する全ての応急手当講習を民間に委託することにより、閉庁日となる土日・祝日等にも応急手当講習の開催が可能となる他、時間帯による制約も緩和することができ、これまで受講希望があるものの時間的な制約等で受講できなかった市民にも受講しやすい環境を整えることで、多様なニーズに対応することができます。

## 5 教材費

平成29年度以降、受益と負担の適正化をはかるため、講習で使用するテキスト、消耗品等の費用を受講者にご負担いただきます。(各種教材費は、一般競争入札後に受託者が設定する予定)

近隣3都市の教材費一覧

(平成28年8月1日現在)

都市名	人口	委託先	委託金額	講習種別別教材費						
				普通救命講習	上級救命講習	心肺蘇生法講習	応急手当普及員講習	応急手当普及員再講習	患者等搬送乗務員基礎講習	患者等搬送乗務員定期講習
1 東京都	13,622,267人	公益財団法人 東京防災救急協会	約5億円	1,400円	2,600円	委託対象外	12,000円	5,000円	10,400円	3,900円
2 横浜市	3,732,609人	公益社団法人 横浜市防火防災協会	3,600万円	1,000円	1,500円	委託対象外	8,000円	2,000円	10,500円	2,000円
3 相模原市	721,823人	公益社団法人 相模原市防災協会	734万円	1,000円	3,000円	500円	5,000円	1,000円	自主開催無し	自主開催無し

※川崎市人口: 1,488,259人